令和5年度第2回熊谷市地域公共交通会議 運賃協議小委員会

議 案 書

議事

議案第1号 令和6年4月1日からの「ゆうゆうバス」の「ほたる号」、「グライダーワゴン」、「さくら号」、「直実号 (さくら号代替路線)」、「グライダー号」路線に適用 する運賃について 令和6年4月1日からの熊谷市ゆうゆうバス「ほたる号」、「グライダーワゴン」、「さくら号」、「直実号(さくら号代替路線)」、「グライダー号」の路線に適用する運賃について

【適用する路線】

令和6年4月1日からの以下の路線

- (1) 令和5年9月1日~令和5年10月31日試験運行路線 ほたる号、グライダーワゴン
- (2) 沿線住民からの相談等により変更する路線 グライダー号、グライダーワゴン
- (3) 熊谷文化創造館の順路を変更する路線 さくら号、直実号(さくら号代替路線)
- ※いずれも令和5年11月28日の「令和5年度 第4回熊谷市地域公共交通 会議」の議案と報告で運行について承認済の路線

【適用する運賃】

令和6年2月1日からゆうゆうバスの各路線に適用されている以下の運賃を 適用する。

| 種別 | 改定前 | 改定後 |
|----------|------------|----------------------|
| 1回 | 100 円 | 200 円 |
| 1日乗車券 | 300 円 | 500 円 |
| 紙の回数券 | 11回/1,000円 | 10 回/2,000 円 |
| スマホバス回数券 | _ | 10回/1,500マネー(1,500円) |

- (1) 小学生は小児運賃:1回100円を適用。
- (2) 以下の方の運賃は引き続き無料。
 - 未就学児
 - ・障害者手帳または障害者手帳アプリ「ミライロ ID」を提示された方とその 介助・付添人1人
 - ・運転免許を自主返納した方(警察で有料交付される運転経歴証明書を提示)
- (3) すでに販売している紙の回数券(11枚綴り)は2枚または1枚と100円で 1回乗車可能とする。(小学生は1枚で1回)
- (4) スマホバス回数券は、令和6年2月1日から熊谷市地域電子マネー「クマ PAY」でのみ購入可能となる。

※令和6年4月1日からの「ほたる号」、「グライダーワゴン」、「さくら号」、「直実号 (さくら号代替路線)」、「グライダー号」

(1) 試験運行路線

アほたる号



イ グライダーワゴン



(2) 沿線住民からの相談等により変更する路線 ア グライダー号、グライダーワゴン



※沿線住民より、バス走行の騒音・振動への相談があり迂回する もの。 適用時期: 令和6年4月1日

(3) 熊谷文化創造館の順路を変更する路線 ア さくら号、直実号(さくら号代替運行路線)



※熊谷文化創造館の順路を変更するもの。

変更前: 籍原駅→拾六間北→熊谷文化創造館→拾六間北 →籍原駅→NTT前

変更後: 籠原駅→保育ステーション前→熊谷文化創造館 →拾六間北→NTT前

適用時期:令和6年4月1日